

高知工科大学公立大学法人化 実施方針について

高 知 県

I 「法人化実施方針」策定の趣旨

高知工科大学は、高知県が設置経費のすべてを負担して平成9年に設立した公設民営の大学です。

設立の目的は、これまで県内にはなかった工科系大学を設置することで、県内学生の進学機会の拡充と若者の県内定着を図るとともに県内産業、中でも第2次産業を支える人材の育成を始め、県内企業の技術力や研究開発力の強化、さらには、新たな産業の創出などを推進しようとしたものです。

平成11年には大学院を開設し、より高度な教育研究を進めてきました。今春には、これまでの教育研究の成果を活かし、社会科学系のマネジメント学部を開設し、企業経営者や行政のみならず、広く地域社会でマネジメント能力を発揮できる人材の育成をスタートさせました。

この間、高知工科大学は、進学機会の拡充や若者の県内定着に大きな役割を果たすとともに、産業界や行政機関との共同研究や受託研究を行うなど、公設民営の大学として着実に成果を挙げてきました。

高知県では、少子化や人口減少が進む中でも、将来に一層の希望を持って暮らせる新しい県づくりを進めるため、産業の振興と雇用の創出をはじめとして、若者の県内定着や様々な分野での活躍の場づくりに重点的に取り組むことにしています。

このためには、産業振興の基本となる県内企業の技術力や研究開発力の強化、経営力や情報活用能力を備えた人材育成が必要であり、県内の高等教育機関が果たすべき役割は、これまで以上に大きくなってきています。

一方、高知工科大学においても、県や企業との共同研究事業など、これまで行ってきた地域の産業振興の支援に加えて、今後はマネジメント学部を中心としたさまざまな活動を通じて、地域再生支援に積極的に取り組み、県勢浮揚に貢献したいと考えています。

こうしたことから、今回の高知工科大学の公立法人化は県の高等教育機関を充実する上で重要であると考えています。公立大学法人化によって、高知工科大学は、県が定める目標に基づいた計画を定めて運営されることとなります。このためこれまで以上に県との連携が強まり、県が進める施策の方向性に沿って人材育成や教育研究活動を行うことで、県が目指す産業振興のための取り組みを支援するなど、地域に貢献する大学として、将来にわたって、その役割を果たしていくこととなります。

また、同じ県立の大学である高知女子大学や高知短期大学との連携や協働を一層進めることにより、新しい教育研究分野を創出するなど、地域のニーズに応えていきたいと考えています。

加えて、県内の保護者にとっても教育にかかる経済的な面でのメリットも期待でき、より多くの教育機会を提供することも可能となります。

本方針は、こうした認識の下に県と大学が緊密な協力関係を持ちながら、公立大学法人化に向けて取り組む方向性を取りまとめたものです。

Ⅱ 組織・業務

1 法人の設立

- ・ 法人の設立は、平成21年4月1日を目途とする。
- ・ 県議会における法人の定款の議決や、総務大臣・文部科学大臣に対する設立認可申請等の準備を進めていく。

2 法人の名称

- ・ 法人の名称は、「公立大学法人高知工科大学」とする。

3 法人の役員

- ・ 理事長は、法人運営の最高責任者として法人を代表し、その業務を総理する。
- ・ 現行の運営体制を踏まえ、経営と教学の役割・責任を明確化し、理事長は大学経営に、学長は教育・研究にそれぞれ専念するために、理事長と大学の学長は別に任命する。
- ・ 理事長の任命は、知事が行う。
- ・ 学長の任命は、理事長が行う。なお、学長は副理事長となるものとする。
- ・ 役員として、理事長以外に副理事長（学長）、理事（4人以上6人以内）、監事（2人以内）を置く。

4 理事会

法人としての執行体制を確立するため、理事長、副理事長、理事で構成する理事会を設置し、次に掲げる事項を審議し議決する。

- 中期目標についての意見に関する事項
- 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項
- 中期計画及び年度計画に関する事項
- 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならないものに関する事項
- 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 職員（教員及び事務職員、以下同じ）の人事の方針及び基準に関する事項
- 規程の制定及び改廃に関する事項
- その他理事会が定める重要事項

5 学長選考会議

- ・ 学長を選考するための機関として、法人に学長選考会議を置く。構成員は、経営審議会から選出された委員3人、教育研究審議会から選出された委員3人の計6人とする。

- ・ 学長の任命は、学長選考会議の選考に基づき、理事長が行う。

6 役員の任期

- ・ 理事長の任期は、4年とする。
- ・ 副理事長の任期は、法人の規程により定められる学長の任期（2年以上6年を超えない範囲）によるものとする。
- ・ 上記にかかわらず、法人化後最初の学長の任期は4年とする。
- ・ 理事の任期は、2年とする。
- ・ 監事の任期は、2年とする。
- ・ 役員は、再任されることができる。

7 経営審議会

- ・ 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。
- ・ 構成員は、理事長、副理事長(学長)、理事長が指名する理事及び職員並びに学外委員とする。
- ・ 経営審議会において審議する事項は次のとおりとする。
 - 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
 - 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
 - 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
 - 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - 職員の人事の方針及び基準に関する事項のうち、職員定数その他の法人の経営に関するもの
 - 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - その他法人の運営に関する重要事項

8 教育研究審議会

- ・ 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。
- ・ 構成員は、学長（副理事長）、副学長、学部長、学部長その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者、その他学長が指名する職員とする。
- ・ 教育研究審議会において審議する事項は次のとおりとする。
 - 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
 - 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項

- 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- 学則（法人の経営に関する部分を除く。）、その他の教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- 教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）
- 教育課程に関する事項
- 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の在籍に係る方針並びに学位の授与に係る方針に関する事項
- 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- その他大学の教育研究に関する重要事項

9 教授会

教員の負担を軽減し、教育研究活動を十分行える環境を確保するため、教授会の審議事項を整理・精選するとともに、教育研究審議会などの新たな組織との役割分担について検討する。

10 事務局組織

事務局組織は、日常の事務を正確・迅速に処理するとともに、大学運営の企画立案等に参画する。

11 教育研究組織

学部長等の権限と責任の明確化を図るほか、中期目標、中期計画に沿って各教員の権限、責任についても改めて整理をすることとし、人的資源を有効に活用できる体制を整備する。

12 法人の業務内容

法人の業務内容等については、定款や業務方法書等でその内容を明確に規定する。

Ⅲ 人事制度

1 職員の身分

- ・ 職員の身分は非公務員とする。
- ・ 大学の職員は、法人成立の日において在職する全員を法人の職員とする。
- ・ 職員の身分の移行に当たっては、移行する職員にできる限り不利益が生じないよう、退職手当の支給に係る在職期間の通算など、必要な事項を適切に措置する。

2 教員の人事・評価

- ・ 教員の採用については、優れた人材を幅広く募集するために公募制を原則とする。
- ・ 教員の評価制度については、教育、研究及び社会貢献並びに管理運営の4領域を評価対象とする現行の教員評価システムを活用する。

3 事務職員の人事・評価

- ・ 法人独自の事務職員の採用・育成を計画的に行う。
- ・ 事務職員の評価制度については、現行制度を踏まえつつ、他法人の事例等を参考にしながら検討を行う。

4 報酬・給与

役員報酬や職員給与等については、現行の給与制度を基本に、国、他大学等の情勢を注視しつつ、職員の業績評価が反映される給与体系を検討する。

5 服務・勤務時間

- ・ 職員の服務については、大学の公的な性格に鑑み、自己規律に基づく適正な服務規律を定めることとする。
- ・ 勤務時間については、教員の教育研究業務の特殊性を踏まえて、例えばフレックスタイム制など、多様な勤務時間制度のあり方について検討を進める。

6 福利厚生・研修

- ・ 職員の年金及び医療保険については、共済制度の適用が変更されるため、法定外の制度を含めて検討を行う。
- ・ 職員の資質の向上を図るため、職種・業務の特殊性に配慮しつつ、国の研修制度の活用等、研修の充実を図る。

7 人員管理

法人化後は、法人自らが中期目標・中期計画に則って職員の人員管理を行う。

IV 目標・計画、評価

1 中期目標

- ・ 知事は、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、これを法人に指示するとともに、公表する。
- ・ 中期目標の項目については、具体的かつ分かりやすい妥当性のある目標を設定

する。

- ・ 中期目標案は、高知工科大学公立大学法人化検討委員会で審議のうえ、策定する。

2 中期計画

- ・ 法人は、中期目標に基づき、その目標を達成するための中期計画を作成し、知事の認可を受け、公表する。
- ・ 中期計画は、全学的な方針に加えて、部門ごとに取り組む計画を盛り込む。
- ・ 中期計画は、その達成状況が把握しやすいように定める。
- ・ 法人は、中期計画に基づき、年度計画を定め、知事に届け出るとともに、公表する。
- ・ 中期計画案は、高知工科大学公立大学法人化検討委員会で審議のうえ、策定する。

3 評価委員会

- ・ 法人の業績評価を行うため、県の附属機関として法人を対象とする評価委員会を設置する。
- ・ 評価委員会は、第三者機関として公正・厳正な評価を行う必要があるため、大学運営に高い識見を有する外部有識者（5人以内）で構成するものとする。

4 評価

- ・ 法人は、中期目標に基づき、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受ける。
- ・ 評価委員会が評価を行うときは、法人の自己点検評価及び第三者機関による外部評価とともに、必要に応じて評価委員会が独自に行う法人調査を踏まえる。
- ・ 評価委員会は、評価の結果、必要があると認めたときは、法人に対し業務運営の改善その他勧告を行う。

5 情報公開

法人は、地域社会に対する説明責任を果たすため、中期目標、中期計画、年度計画及びその評価結果、役員報酬や職員給与等の支給の基準、財務諸表等について公表し、情報公開を推進する。

V 財務会計制度

1 会計制度・会計基準

法人に適用される地方独立行政法人会計基準に基づく会計制度を確立する。

2 土地・建物等財産の出資

県が出資する財産は、高知工科大学設立当時に県が整備した大学敷地内の土地・建物（講堂を除く）とする。

3 運営費交付金

- ・ 県は、法人運営の財源に充てることを目的として、県から使途の内訳を特定しない運営費を交付する。
- ・ 運営費交付金については、法人事業の計画的実施が図れるよう、中期目標期間中の総額の見込みを示す。その際、県の財政状況や社会状況、法人の経営状況等の変化を考慮した上で交付額を決定する。

4 料金の上限値設定の方法

料金の上限値については、法人の申請に対し議会の議決を受け県が認可することとなるが、教育の機会均等、公立大学の地域における役割、大学の現状、他大学の動向等を踏まえながら設定することとする。

5 外部資金等

法人は、科学研究費補助金ほか各種補助金、各種寄附金、特許実施料等収入、共同研究・受託研究収入などの外部資金について引き続き積極的に導入するよう努める。

Ⅵ 法人化のスケジュール

- | | |
|---------|--------------------------|
| 平成20年7月 | 県議会7月定例会（方針の説明、法人定款案等報告） |
| 9月 | 県議会9月定例会（法人定款議決、財産出資議決） |
| 12月 | 県議会12月定例会（評価委員会設置条例） |
| 平成21年1月 | 法人設立認可（設置者変更、学校法人解散）申請 |
| 4月 | 公立大学法人設立 |